

産業雇用安定助成金 (スキルアップ支援コース)

* 在籍型出向 *

令和6年8月

滋賀労働局 職業安定部 職業対策課

目次

- 産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）とは
- 活用事例
- 支給対象となる出向元事業主の主な要件
- 支給対象となる主な出向
- 助成額
- 申請の流れ

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）とは

（在籍型出向でスキルアップ）

労働者のスキルアップを目的とする在籍型出向※を行い、その労働者が出向元へ復帰後、賃金を5%以上アップさせた場合に出向元事業所に助成するもの

※在籍型出向とは

出向元企業と出向先企業の出向契約によって、労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結び、出向先企業に一定期間継続して勤務することをいいます。

活用事例

温泉旅館業（出向元）

老舗旅館業を経営しているが、最新型ホテルの優れたサービスを学ぶため、出向させた。



ホテル・サービス(出向先)

老舗旅館からの出向であることから、スタッフのスキルアップにもつながると考え、初めて出向を受け入れた。

製造業（出向元）

事業体制見直しの中で新製品の事業開拓を進めるため、従業員のスキルアップやキャリア形成がしたい。ロボット組立の最先端工場で経験を積ませ、組立技術やライン管理、安全管理技能等の習得を目指すことにした。



産業用電気機械器具製造業（出向先）

海外でのロボット需要拡大で製造現場の人員が不足しており、質の高い人材を探していた。違う環境・職種へチャレンジしたい意欲のある人材を受け入れることとした。

支給対象となる出向元事業主の主な要件

- 雇用保険適用事業所であること
- 出向労働者の賃金を出向復帰後に5%以上引き上げ
- 対象労働者を出向終了後6か月を超えて出向元事業所で雇用（再出向、派遣、請負は不可）
- 出向開始日の6か月前の日から出向元事業所で労働者を事業主都合で解雇していない

支給対象となる主な出向要件

- 労働者のスキルアップを目的とした出向であること
- 労働者を交換するものではないもの
- 出向元事業主と出向先事業主が資本的、経済的、組織的関連性からみて独立性が認められること
- 労働者ごとの出向期間は1か月以上2年以内であり、出向元の事業所に必ず復帰するものであること
- 部分出向も認められます
- 出向先で従事する業務として港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院等における医療関係業務は対象外

助成額

① 出向前賃金日額 × 1/2

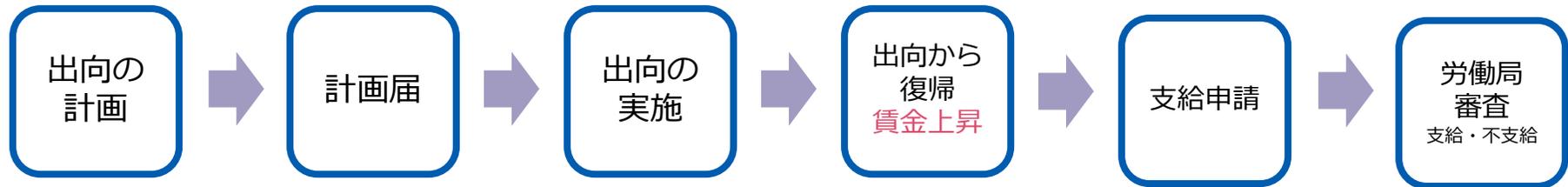
② 出向中賃金日額の内
出向元負担分

①または②のいずれか低い額 × 助成率 × 出向日数

助成率：中小企業は2/3 中小企業以外は1/2

上限額：雇用保険の基本手当日額の最高額（R6.8.1現在 8,635円）

申請の流れ



(公財) 産業雇用安定センターでは在籍型出向の出向元企業と出向先企業のマッチングを無料で支援しています。



産業雇用安定助成金リーフレット



産業雇用安定助成金ガイドブック



産業雇用安定センター